



高齢者・障害者等配慮設計指針－
情報通信における機器、ソフトウェア及び
サービス 第6部：対話ソフトウェア

JIS X 8341-6 : 2013
(ISO 9241-171 : 2008)
(JES/JSA)

平成 25 年 6 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	大 蒔 和 仁	東洋大学
(委員)	伊 藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会
	今 中 秀 郎	日本電信電話株式会社
	榎 本 義 彦	日本アイ・ビー・エム株式会社
	大 石 奈津子	財團法人日本消費者協会
	小 野 文 孝	東京工芸大学
	神 保 光 子	日本電気株式会社
	栗 原 利 男	総務省行政管理局
	菅 野 育 子	愛知淑徳大学
	関 根 千 佳	株式会社ユーディット
	竹 下 真 仁	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	湛 久 德	一般社団法人電子情報技術産業協会
	竜 田 敏 男	情報セキュリティ大学院大学
	戸 村 哲	独立行政法人産業技術総合研究所
	中 山 康 子	株式会社東芝
	西 山 茂	新潟国際情報大学
	布 施 田 英 生	総務省情報通信国際戦略局
	三 宅 滋	株式会社日立製作所
	山 田 次 雄	一般財團法人日本規格協会
	山 寺 智	日本銀行金融研究所

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 25.6.20

官 報 公 示：平成 25.6.20

原案作成者：一般社団法人日本人間工学会

(〒107-0052 東京都港区赤坂 2-10-16 赤坂スクエアビル TEL 03-3587-0278)

一般財團法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 稲葉 敦）

審議専門委員会：情報技術専門委員会（委員会長 大蒔 和仁）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電気標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	3
4 アクセシビリティ実現の根拠及び効用	10
5 アクセシブルなソフトウェアを設計するための原則	10
6 利用者特性の差異をもたらす原因	12
7 この規格の利用方法	12
7.1 一般	12
7.2 適合	13
8 一般的指針及び要求事項	14
8.1 ユーザインターフェース要素の名称及び見出し	14
8.2 利用者の個人設定	17
8.3 アクセシビリティを調節する上での特別な配慮	20
8.4 制御及び操作についての一般的な指針	21
8.5 支援技術との両立性	25
8.6 閉じたシステム	32
9 入力	33
9.1 代替入力手段	33
9.2 キーボードフォーカス	34
9.3 キーボード入力	35
9.4 ポインティングデバイス	42
10 出力	46
10.1 出力についての全般的指針	46
10.2 視覚出力（表示）	47
10.3 文章及び字体	48
10.4 色	49
10.5 ウィンドウの外観及び振る舞い	50
10.6 聴覚出力	53
10.7 音情報と等価な文章（字幕）	55
10.8 媒体上の情報	55
10.9 触覚出力	56
11 オンライン資料、ヘルプ及び支援サービス	56
11.1 資料及びヘルプ	56
11.2 支援サービス	57

ページ

附属書 A (参考) ISO 9241 シリーズの大要	59
附属書 B (参考) 要求事項一覧	60
附属書 C (参考) 適用の可否及び適合を査定する手順例	62
附属書 D (参考) 活動制限事項	87
附属書 E (参考) アクセス機能	93
附属書 F (参考) アクセシビリティと使用性との関係	102
参考文献	105
解 説	109

まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、一般社団法人日本人間工学会（JES）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS X 8341 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS X 8341-1 第1部：共通指針

JIS X 8341-2 第2部：情報処理装置

JIS X 8341-3 第3部：ウェブコンテンツ

JIS X 8341-4 第4部：電気通信機器

JIS X 8341-5 第5部：事務機器

JIS X 8341-6 第6部：対話ソフトウェア

JIS X 8341-7 第7部：アクセシビリティ設定

白 紙

(4)

日本工業規格

JIS

X 8341-6 : 2013

(ISO 9241-171 : 2008)

高齢者・障害者等配慮設計指針— 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス —第6部：対話ソフトウェア

Guidelines for older persons and persons with disabilities—
Information and communications equipment, software and services—
Part 6: Guidance on software accessibility

序文

この規格は、2008年に第1版として発行された ISO 9241-171 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、仕事、家庭、教育及び公共の場で用いるソフトウェアをアクセシブルに設計するための人間工学上の手引及び明細事項について規定する。この規格は、一時的な障害のある人及び高齢者を含め、身体、感覚及び認知能力において多様な広がりをもつ人々にとってアクセシブルなソフトウェアの設計を扱う。この規格は、JIS Z 8520～JIS Z 8527、JIS Z 8530、及び JIS Z 8531-1～JIS Z 8531-3 で扱う一般的な使用性設計を補完するという立場で、ソフトウェアのアクセシビリティについて考慮すべき事項を扱う。

この規格は、インタラクティブシステムのアクセシビリティの問題に適用する。この規格では多様なソフトウェア（例えば、事務用、ウェブ、学習支援及び図書館システム）を扱う。

この規格は、より広く多くの利用者にとってシステムの使用性を高めることを目指している。また、インタラクティブシステムの重要な構成要素としての支援技術の用い方について扱い、支援技術（支援ソフトウェアを含む。）の振る舞い、及び支援技術そのものへの要求事項については扱わない。

この規格は、ソフトウェアのプラットフォーム及びアプリケーションの仕様決定、設計、開発、評価及び調達に携わる人が使用することを意図している。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 9241-171:2008, Ergonomics of human-system interaction—Part 171: Guidance on software accessibility (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“一致している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの